

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 三恵印刷株式会社

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

大分県報

令和八年
第六六九号
一月六日

（火曜日）

目 次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定（二件）

大分都市計画公園の変更案の縦覧

公 告

開発行為の完了

○告 示

大分県告示第一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次とのとおり指定する。

令和八年一月六日

大分県知事 佐藤樹一郎

指定区域の名称

所

在地

第二折立

市町村

中

大字

字

折立

地番又は区域

竹田市 中 折立 次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点 北緯三三度〇〇分〇六秒〇六四六
二点 東経一三一度二四分四一秒一六五一
三点 北緯三三度〇〇分〇六秒〇六四六
四点 東経一三一度二四分四一秒一六五
北緯三三度〇〇分〇六秒〇一五一
東経一三一度二四分四〇秒六六七八
北緯三三度〇〇分〇六秒四二四〇
東経一三一度二四分四〇秒五二二八
北緯三三度〇〇分〇六秒四九一六

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次とのとおり指定する。

令和八年一月六日

大分県知事 佐藤樹一郎

指定区域の名称

市町村

大字

字

所

在地

地番又は区域

鬼ヶ城

竹田市

竹田

鬼ヶ城

東経一三一度二四分四〇秒五一三四
北緯三三度〇〇分〇六秒七八二四
東経一三一度二四分四〇秒五九二四
北緯三三度〇〇分〇六秒七八八二
東経一三一度二四分四〇秒六四九八
北緯三三度〇〇分〇六秒八一三〇
東経一三一度二四分四〇秒八九六四

令和八年一月六日

大分県報（告示・公告）

二

大分県告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画公園の変更の案を縦覧に供する。

なお、大分市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和八年一月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 都市計画の種類

大分都市計画公園

二 都市計画の変更に係る事項

大分都市計画公園中六・五・五号鶴崎総合運動公園を次のとおり変更する。

種 別	名 称	位 置	面 積	概 要
運動公園	六・五・五号 鶴崎総合運動公園	大分市大字森	約十六・四 ヘクタール	廃止

（区域は、別図のとおり）

三 都市計画変更の案の縦覧期間

令和八年一月七日から

令和八年一月二十一日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

（「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和八年一月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字大貞字辛無三百七十一番五百五十四ほか六筆及び三百七十一番二ほか一筆の

各一部並びに大字永添字東ノ浦二千四百五十四番六十四ほか五筆及び二千四百五十四番六十四ほか四筆の各地先里道、字赤池ノ下二千五百八十七番五ほか二十二筆及び二千五百八十七番九ほか一筆の各一部並びに二千五百八十七番九地先里道及び二千五百八十七番七ほか十一筆の各地先水路並びに字稻男田二千六百六番四十八ほか七筆及び二千六百六番三十

三 の一部

二 開発区域の面積

九千九百九十四・一〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市東本町三番地七

四 完了検査年月日

令和七年十二月十一日